

**改正**

平成27年11月1日告示第118号

平成28年3月31日告示第78号

平成28年10月3日告示第199号

平成29年3月31日告示第54号

平成30年4月1日告示第60号

令和元年8月19日告示第83号

令和2年4月1日告示第56号

令和4年4月1日告示第44号

清水町中小企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 町長は、町内の中小企業の競争力強化及び地域産業の活性化を図るため、事業の拡大及び経営基盤の安定化事業を実施する中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(2) 新規創業者 事業を開始した日以降の期間が5年未満の個人又は設立の日以後の期間が5年未満の会社をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる中小企業は、町内に本社又は事業所（以下この条において「事業所等」という。）を有し、事業を営んでいる者であって町内の事業所等において次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 県外販路拡大支援事業

(2) 人材育成支援事業

(3) 販売力促進支援事業

2 前項に定める者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者から除く。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(3) 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める者又はその他の反社会的勢力である者

(補助の対象及び補助率)

**第4条** 補助の対象及び補助率は、別表に定める事業区分に従いそれぞれ当該欄に掲げるとおりとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする中小企業は、中小企業支援補助金交付申請書（様式第1号）と誓約書兼町税納付状況確認同意書（様式第2号）に別表に定める事業区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

(交付条件)

**第6条** 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(変更申請)

**第7条** 補助金額の変更をする場合には、次の各号に掲げる書類を事前に町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画変更承認申請書（様式第3号）

(2) 契約書又は請書の写し

(3) その他町長が必要とする書類

(実績報告)

**第8条** 補助事業の実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）と別表に定める事業区分に従いそれぞれの当該欄に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(請求の手続)

**第9条** 補助金の請求は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、清水町中小企業支援補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成27年11月1日告示第118号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

**附 則** (平成28年3月31日告示第78号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年10月3日告示第199号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (平成29年3月31日告示第54号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (平成30年4月1日告示第60号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (令和元年8月19日告示第83号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (令和2年4月1日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 改正前の清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定により令和2年3月31日までに導入した設備については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日告示第 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定により令和4年3月31日までに導入した設備については、なお従前の例による。

別表 (第4条、第5条、第8条関係)

事業区分	第4条関係		第5条関係	第8条関係	
	補助対象	補助額		申請時添付書類	実績報告時添付書類
		補助率	上限額		
県外販路拡大支援事業	自社の販路拡大のため、県外の展示会・商談会(オンライン含む)等に関し、中小企業が負担する次に掲げる経費(交通費を除く。) (1) 出展料 (2) 配送料 (3) 登録料	1/2以内	10万円/年	1 個別計画書(様式第1号の2) 2 出展に係る経費が掲載された書類 3 その他町長が必要とする書類	1 個別実績書(様式第4号の2) 2 領収書の写し 3 出展等実績のわかる写真 4 その他町長が必要とする書類
人材育成支援事業	個人事業主、会社代表及び従業員が	1/2以内	5万円/年	1 個別計画書(様式第1号の3)	1 個別実績書(様式第4号の3)

	<p>取得した自社の事業に係る国家資格等に関し、中小企業が負担する次に掲げる経費（交通費を除く。）</p> <p>(1) 受験手数料 (2) 研修料 (3) 教習料</p>		<p>ただし、新規創業者は15万円／年</p>	<p>2 自社の従業員等であることが確認できる書類</p> <p>3 受験料等が記載された書類</p> <p>4 新規創業者においては開業等の届出又は登記事項証明書</p> <p>5 その他町長が必要とする書類</p>	<p>2 領収書の写し</p> <p>3 合格若しくは修了が証明された書類</p> <p>4 その他町長が必要とする書類</p>
<p>販売力促進支援事業</p>	<p>広報費（広報宣伝費、ホームページ作成費、パンフレット等の印刷費、看板作成、ダイレクトメール等の郵送料等）ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>5万円／年</p> <p>ただし、新規創業者は15万円／年</p>	<p>1 個別計画書（様式第1号の4）</p> <p>2 見積書</p> <p>3 新規創業者においては開業等の届出又は登記事項証明書</p> <p>4 その他町長が必要とする書類</p>	<p>1 個別実績書（様式第4号の4）</p> <p>2 領収書の写し</p> <p>3 成果品</p> <p>4 その他町長が必要とする書類</p>

様式第1号（第5条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）  
清水町中小企業支援補助金交付申請書

年 月 日

清水町長 様

所在地  
名称  
代表者氏名※  
電話番号  
メールアドレス

（※自署又は記名押印、ただし法人にあっては要押印）

年度において清水町中小企業支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請金額 円

2 事業区分

申請する事業の空欄に○を記入

	県外販路拡大支援事業
	人材育成支援事業
	販売力促進支援事業

3 申請書等に記載した情報について、町(商工業及び観光業関係)が実施する調査に使用することに

【 同意します ・ 同意しません 】

※ いずれかに○を記入してください。

## 様式第1号の2 (別表関係)

### 県外販路拡大支援事業個別計画書

#### 1 事業概要

--

#### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤ ≤ 100,000	導入予定日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

#### 3 収支予算

##### 収入の部

区分 ※	予算額	備考
計		

##### 支出の部

区分	予算額	備考
計		

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

## 様式第1号の3 (別表関係)

### 人材育成支援事業個別計画書

#### 1 事業概要

--

#### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤ ≤ 50,000 (新規創業者については ≤ 150,000)	導入予定日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

#### 3 収支予算

##### 収入の部

区分 ※	予算額	備考
計		

##### 支出の部

区分	予算額	備考
計		

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

# 様式第1号の4 (別表関係)

## 販売力促進支援事業個別計画書

### 1 事業概要

--

### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤≤50,000 (新規創業者については≤150,000)	導入予定日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

### 3 収支予算

#### 収入の部

区分 ※	予算額	備考
計		

#### 支出の部

区分	予算額	備考
計		

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

様式第2号（第5条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）  
誓約書兼町税等納付状況確認同意書

年 月 日

清水町長 様

誓 約 書

私は、清水町中小企業支援補助金交付要綱の適格者として補助金の交付を受けるに当たり、清水町中小企業支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議はありません。

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、清水町中小企業支援補助金交付要綱第3条第2項第4号の規定により、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 私は、次のいずれにも該当しません。
  - 清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
  - 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
  - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している法人等
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
  - 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- 町が必要な場合には、警察に照会することについて承諾いたします。

町税等納付状況確認同意書

私は、清水町中小企業支援補助金交付申請に当たり、清水町長が町税等の課税状況及び納付状況を確認することに同意します。

※確認の結果、未納が確認された場合は、補助金の交付はできません。十分確認の上、申請してください。

上記について、同意及び誓約します。

【申請者】

住所（所在地）

氏名（名称・代表者）

（自署又は記名押印、ただし法人にあっては要押印）

様式第3号（第7条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）  
事業計画変更承認申請書

年 月 日

清水町長 様

所在地

名称

代表者氏名※

電話番号

メールアドレス

（※自署又は記名押印、ただし法人にあっては要押印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の補助申請額

様式第4号（第8条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）  
実 績 報 告 書

年 月 日

清水町長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名※

電 話 番 号

メールアドレス

（※自署又は記名押印、ただし法人にあっては要押印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した  
ので、関係書類を添えて報告します。

## 様式第4号の2 (別表関係)

### 県外販路拡大支援事業個別実績書

#### 1 事業概要

--

#### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤≤100,000	導入完了日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

#### 3 収支決算 収入の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

#### 支出の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

## 様式第4号の3 (別表関係)

### 人材育成支援事業個別実績書

#### 1 事業概要

--

#### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤≤50,000 (新規創業者については≤150,000)	導入完了日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

#### 3 収支決算 収入の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

#### 支出の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

# 様式第4号の4 (別表関係)

## 販売力促進支援事業個別実績書

### 1 事業概要

--

### 2 計算書

名称	内容	数量	総事業費 ①	対象外経費 ②	国、県等からの補助額※ ③	対象経費 ④=①-②-③	補助率 ⑤	補助額 ④×⑤≤50,000 (新規創業者については≤150,000)	導入完了日
							1/2		

※本町から交付を受けた他の補助金を含む

### 3 収支決算

#### 収入の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

#### 支出の部

区 分	決算額	予算額	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には、自己資金、補助金、借入れ、機器代等を記入してください。

様式第5号（第9条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）  
請 求 書

年 月 日

清水町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名※  
電 話 番 号  
メールアドレス

（※自署又は記名押印、ただし法人にあっては要押印）

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた清水町中小企業支援補助金について、  
下記のとおり請求します。

記

請求額	円									
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合					本店 支店（所） 営業所 出張所			
	口座番号	当座 普通								
	口座名義人	フリガナ								
		氏名								
備考										